

2023年1月16日

ハラスメント防止宣言

ピープルソフトウェア株式会社
代表取締役社長 横道 彰

すべての社員が個人として尊重され、健全な職場環境で働くことが出来るよう、ハラスメント防止のため、会社として必要な措置を取り、十分な配慮を行うことを宣言します。

1. 当社は次のハラスメント行為を許しません。もし役員及び社員がハラスメント行為を行った場合、見過ごしたり放置したりせず、迅速に対応し、問題解決を図ります。

<パワーハラスメント>

優越的な関係を背景とした言動であって、業務上の必要かつ相当な範囲を超えたものにより、就業環境を害すること

<セクシュアルハラスメント>

職場における性的な言動に対する他の従業員の対応等により当該従業員の労働条件に関して不利益を与えること又は性的な言動により他の従業員の就業環境を害すること

<妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント>

職場において、上司や同僚が、従業員の妊娠・出産及び育児等に関する制度又は措置の利用に関する言動により従業員の就業環境を害すること並びに妊娠・出産等に関する言動により女性従業員の就業環境を害すること

2. ハラスメント防止の対象

この方針の対象は、正社員、派遣社員、パート・アルバイト等当社において働いている全ての労働者、求人応募者、個人事業主、他の事業主が雇用する労働者です。

3. ハラスメント防止に違反した場合

社員がハラスメントを行った場合、就業規則にもとづき厳正に対処します。

4. ハラスメント防止の運用

当社は、職場におけるハラスメントに関する相談（苦情を含む）窓口を設置しています。

相談窓口では実際にハラスメントが起きている場合だけでなく、その可能性がある場合や放置すれば就業環境が悪化するおそれがある場合、ハラスメントに当たるかどうか微妙な場合も含め、広く相談に対応し、事案に対処します。

相談には公平に、相談者だけでなく行為者についても、プライバシーを守って対応します。相談者はもちろん、事実関係の確認等に協力した方に不利益な取扱いはいりません。

相談を受けた場合には、事実関係を迅速かつ正確に確認し、事実が確認できた場合には、相談者に対する配慮のための措置及び相手方に対する措置を講じます。また、再発防止策を講じる等適切に対処します。

以上